

事 務 連 絡  
令和元年 5 月 6 日

団体 様  
施術所 各位

滋賀県国民健康保険団体連合会

元号の変更に伴う柔道整復施術療養費支給申請書の請求の取扱いについて

平素は本会の業務処理にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

元号の変更につきましては、平成 31 年 4 月 1 日に新元号を「令和」に改める政令が公布され、5 月 1 日施行と定められたところです。

これに伴い、柔道整復施術療養費支給申請書の請求について、下記のとおり取扱うこととしますのでお知らせいたします。

#### 記

##### 1 柔道整復施術療養費支給申請書の請求に係る事項

柔道整復施術療養費支給申請書において、旧元号による記載がされている場合であっても、当分の間、新元号に読み替えて取扱うこととします。

※. お問い合わせ先  
滋賀県国民健康保険団体連合会  
審査・業務課 療養費係  
TEL 077-526-7139